

賃金関係統計資料の概要

資料No.16

青森労働局労働基準部賃金室

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査)	中小零細企業又は事務所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改定等の審議のための基礎資料を得る（最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用）。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療・福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の事業所規模30人未満の事業所（最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加）	毎年 (6月1日現在)	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査)	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	きまって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年 (6月30日現在)	11月 (初任給) 1月 (都道府県別速報) 2月 (全国)
就労条件総合調査 (一般統計調査)	我が国企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度及び退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにする。	労働時間制度、賃金制度、労働費用、退職給付制度、定年制等に関する事項等	15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年 (1月1日現在)	10月